

大和市告示第39号

大和市電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

大和市長 古谷田 力

大和市電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき設置した公営企業に対し、電気料金及びガス料金（以下「電気料金等」という。）高騰の影響による事業経営への支障を防ぎ、安定的かつ継続的なサービスの提供体制の維持を支援するために、電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の額)

第2条 支援金の額は、電気及びガスそれぞれについて、対象となる公営企業における令和5年度の各月の電気料金等の合計額と当該公営企業における令和3年4月1日から令和4年3月31日までの電気料金等を使用量で除して算出した単価（以下「令和3年度平均単価」という。）に令和5年度の各月の使用量を乗じて得た額との差額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年度の各月の電気料金等のうち、電気料金等の額が確認できない月がある場合には、当該月の電気料金等にあつては、電気及びガスそれぞれについて、令和3年度平均単価と直近の月の電気料金等を当該月の使用量で除して算出した単価との差額に前年度同月の使用量を乗じて得た金額を用いるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、支援金の交付を受ける期間を対象として神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金（以下この項において「県支援金」という。）の交付を受ける場合には、県支援金に相当する額を控除するものとする。

(交付の申請)

第3条 申請者は、令和6年3月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金交付申請書
- (2) 申請に係る各月の電気料金等の支払の事実及び当該電気料金等に係る使用量が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第4条 市長は、申請者に対し、規則第5条の規定による審査に当たり必要と認める資料の追加提出を求めることができる。

2 市長は、規則第5条の規定による交付の決定をしたときは、電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとし、交付しないことに決したときは、その旨を当該申請者に通知する。

3 市長は、規則第9条第2項の規定による請求を適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(様式)

第5条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金交付申請書	第3条
第2号様式	電気料金等高騰に伴う公営企業経営支援金交付決定通知書	第4条